

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

信用保証料の取り扱い

Q：当社は、銀行から借入れをしましたがその際に5年間の保証期間に係る保証料20万円を支払いました。この保証料は各年分に分けられておらず、借入金を繰り上げて完済した場合には、未経過期間分の保証料が返還されることになっています。この保証料は税法上どのように取り扱ったらいいのでしょうか教えてください。

A：(1)借入金を繰り上げて完済した場合に未経過期間分の保証料が返還されるものについては、次の①と②のいずれかの方法を選択することができます。

①前期に繰り上げ完済した場合に返済を受ける保証料の額と当期に繰り上げ完済した場合に返済を受ける保証料の額との差額を当期の費用として損金に計上する方法。

②保証期間（月数）に応じて均等配分する方法。

(2)借入金を繰り上げて完済した場合であっても未経過期間分の保証料が返還されないものについては、上記の(1)の②と同様の方法になります。

ご相談の場合は、借入金を繰り上げて完済した場合には未経過期間分の保証料が返還されますから上記の(1)に該当します。上記の(1)の①または②のいずれかの方法を選択することができます。但し、継続適用が条件となっていますので選択した経理方法は継続して下さい。

